

協会けんぽ山形支部からの お知らせ

2022年

12
月号

職場内で回覧を
お願いいたします

退職後は保険証を使用できません！

保険証を使用できるのは、「退職日」「扶養でなくなった日の前日」までとなります。
事業所さまにおかれましては、保険証を速やかに回収し、「資格喪失届」や「被扶養者(異動)届」とあわせて日本年金機構（仙台広域事務センター）へ返却をお願いいたします。

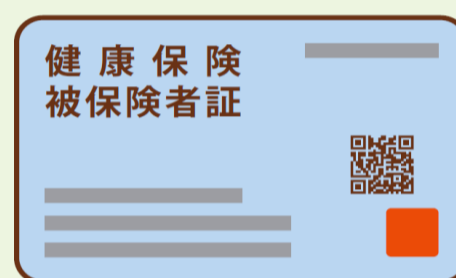
保険証回収の流れ

1 退職時に事業所へ保険証を返却しましょう。



ご家族も被扶養者として加入していた場合は、ご家族の保険証も併せてご返却ください。

2 日本年金機構（仙台広域事務センター）へ提出します。



被保険者資格喪失届
または
被扶養者(異動)届

※届出を行った後に回収した保険証は都度、協会けんぽにご返却ください。

退職後のよくある誤解

いずれの場合も保険証は使用できません

新しい保険証が届くまでの間は使えるだろう

月の途中の退職だから月末までは使えるだろう

会社から何も言われていないので使えるだろう



資格喪失日以降、資格のない保険証で医療機関等にかかった時、その医療費は全額自己負担となるため、協会けんぽが負担した医療費は返還していただくこととなりますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】 レセプトグループ 023-629-7231

令和5年1月から各種申請書(届出書)の様式が変わります！

協会けんぽでは、令和5年1月に各種申請書(届出書)の様式を変更します。



Q1. 新様式の申請書(届出書)はどこで入手できますか？

A1. ホームページよりダウンロードいただけます。



Q2. 現在使用している申請書(届出書)は令和5年1月以降も使用できますか？

A2. ご使用いただけますが、令和5年1月以降に現在使用している申請書(届出書)で申請いただいた場合、新様式で申請いただいた場合に比べて、事務処理等に時間を要することがございますので、新様式のご使用をお願いいたします。

令和4年12月27日以前に申請される場合

令和4年12月28日以降に申請される場合

現行様式

新様式

【お問い合わせ先】 業務グループ 023-629-7229



全国健康保険協会 山形支部
協会けんぽ

「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆さまにご自身の治療等にかかった医療費について確認していただき、健康や医療に対する意識を高めていただくため、年に一回「医療費のお知らせ」を事業所さま宛に送付しています。事業主さま・ご担当者さまにおかれましては、従業員の皆さまへ「医療費のお知らせ」をお渡しいただきますようお願いいたします。

- 対象期間 令和3年10月～令和4年9月受診分
- 送付時期 令和5年1月中旬より順次郵送いたします。
- 送付先 事業所

※対象期間内に受診がなかった加入者さまには発行していません

ご担当者さまへ
開封せずに従業員さまへお渡しください。
また、既に退職された方の「お知らせ」につきましては、同封の返信用封筒にて協会けんぽにご返送ください。

確定申告にも活用できます

確定申告で医療費控除の申請をする際に、「医療費のお知らせ」を添付いただくことで、明細書の記載を簡略化することができます。

ただし、「医療費のお知らせ」には令和4年10月から令和4年12月分の医療費の掲載はされていないため、医療機関等からの領収書に基づき、ご自身で「医療費控除の明細書」を作成し添付してください。

確定申告（医療費控除）については、国税庁HPまたは管轄の税務署にてご確認ください。

Q&A

Q なぜ令和4年10月～12月受診分が記載されていないの？

医療機関を受診されたデータが協会けんぽに届くまでには3か月以上かかります。2月の確定申告の時期に「医療費のお知らせ」をご利用いただくため、協会けんぽに届いている令和4年9月までの記載となっております。

Q なぜ「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費があるの？

特定の診療科を有する医療機関等で受診した場合、医療機関等から協会けんぽへの請求が遅れている場合、レセプトの内容を審査中の場合等により記載されていないことがあります。

Q 「医療費のお知らせ」を紛失したら？

再発行ができますので、協会けんぽホームページの「医療費のお知らせ依頼書」をご記入いただき、協会けんぽへご郵送ください。



医療費のお知らせ依頼書はこちら▶

Q 協会けんぽの保険証の記号・番号が変更された場合の記載内容は？

現在加入中の保険証で医療機関を受診された分の医療費のみの記載となり、以前の協会けんぽの保険証で受診された分の記載はされません。記載されていない期間の発行をご希望される場合は、協会けんぽホームページから「医療費のお知らせ依頼書」をご記入いただき、協会けんぽへご郵送ください。

【お問い合わせ先】 レセプトグループ 023-629-7231

年末年始営業のお知らせ

年末 12月28日(水)まで

年始 1月4日(水)から

協会けんぽ取り扱いの申請書等は、お早めにご提出くださいますようお願いいたします。
また、お電話によるご相談・郵送によるお手続きにご協力いただきますようお願いいたします。
※1月以降、各種申請書(届出書)は新様式をご使用ください。(1月以降旧様式で申請された場合、事務処理等に時間を要してしまう場合がございます。)



【お問い合わせ先】 業務グループ 023-629-7229

協会けんぽ山形支部からののお知らせ 2022.12月号

■発行/全国健康保険協会山形支部 〒990-8587 山形市幸町18-20 JA山形市本店ビル5階 ■発行月/2022年12月